

第5回香川県広域水道事業体設立準備協議会議事録

■日時:平成28年11月25日(金)13:00~13:40

■場所:香川県庁本館21階特別会議室

■出席者:「出席者名簿」のとおり

■次第

1 開会

2 会長(知事)挨拶

3 議題

(1) 企業团组织について

(2) 平成29年度事業計画について

(3) 施設整備計画について

4 報告事項

(1) 関係例規一覧について

(2) 今後のスケジュールについて

5 閉会

■配付資料

○(資料1) 企業団の組織と主な事務分掌について

○(資料2) 平成29年度事業計画について

○(資料3) 施設整備計画について

○(資料4) 関係例規一覧について(未定稿)

○(資料5) 今後のスケジュールについて

○香川県広域水道事業体設立準備協議会規約

■議事

●司会(水資源対策課長) **開会**

●会長(知事) **挨拶**

●司会 **議長について**

議題

<議題1>

●議長(知事)

議題1の「企業团组织について」事務局から説明を。

●事務局

- ・資料 1 ページ「企業団の組織と主な事務分掌について」を御覧ください。
- ・まず、設立時の企業団本部の組織体制のうち、企業長については、地方公営企業法に基づき、企業団を管理・統括する役割を担い、企業長を補佐する立場の副企業長を 2 名配置する。
- ・企業長については、地方公営企業法の規定を踏まえ、共同任命により選任し、企業団発足当初の企業長及び副企業長は特別職とし、構成団体の首長を対象として調整する方向で、今後、御協議をお願いしたいと考えている。
- ・次に、資料右側の「運営協議会」については、構成団体の首長を構成員とし、企業団条例や主要計画、水道料金の改定などの重要事項を審議する機関として設置する。
- ・企業団の意思決定機関である「企業団議会」については、県議会、市町議会の議員で構成することとする。議員数については、県内の広域的団体の事例なども考慮しつつ、選出方法などとともに、今後の協議の中で決定してまいりたいと考えている。
- ・監査委員については、法令等に基づき事業の経営管理に識見を有する者を議会の同意を得て選任する必置機関とされており、人数については、県内外の企業団等の事例も踏まえ、2 名をベースに検討していく。
- ・次に、本部の具体的な組織体制については、企業長、副企業長の下で、日々の業務運営を統括する事務局長を 1 名配置し、その下に事務部門、技術部門をそれぞれ所掌する次長を 1 名ずつ配置したいと考えている。なお、技術部門を所掌する次長については、水道技術管理者の任に当たることを想定している。
- ・本部の課の体制としては、7 課 1 室を設けたいと考えており、事務を所管する次長の下に、「総務企画課」「財務課」「財産契約課」を、技術系次長の下に、「計画課」、「技術管理室」、「浄水課」、「工務課」、「水質管理課」を置くこととしている。
- ・それぞれの課の主な業務について、総務企画課は、文書・法規や、人事・職員に関すること、企業団全体の企画調整のほか、議会、監査、運営協議会などを所管する。
財務課は、予算、決算や出納、審査などを所管する。
財産契約課は、財産管理、物品調達のほか、入札契約制度や補償関係を所管する。
- 次に、技術系の課のうち、計画課は、施設整備・更新計画の調整や危機管理のほか、積算の改定、指定給水工事の基準・指導などを所管する。
また、計画課の課内室として、技術管理室を置き、水道技術の企画調整や、本部契約となる一定規模以上の工事の検査を所管する。
浄水課は、企業団の浄水場を統括管理するほか、広域水道施設（浄水場）の設計・施工などを所管する。
工務課は、企業団の管路等の建設改良・維持管理に係る連絡調整や統括管理などのほか、

広域水道施設（管路等）の設計・施工を所管する。

水質管理課は、水質検査全般を所管する。

- ・次に、資料の最下段を御覧ください。

各市町の水道部局課については、平成 30 年 4 月の企業団の業務開始時に、市町名を冠した「事務所」に移行することとしており、その業務の主なものを列挙している。

事務所における業務の基本的な考え方としては、本部で行う業務以外は、全て事務所で
行うものとして整理しているが、業務の内容・性質上、本部と事務所の両方で行う必要
があるものは、事務所の業務にも列挙しているので、御留意ください。

- ・最後に資料の左上の括弧書の「本部の場所」について。

前回 5 月の協議会においては、本部を高松市内に置くことや、県有施設等で確保するこ
とを協議させていただいた後、事務局において場所の検討を行ってまいったが、その間、
高松市から、現在、市役所西側に建設中の高松市危機管理センター（仮称）の一部を本
部として活用してはどうかとの御提案があり、本部人員を収容できる規模や費用、本部
での業務開始の時期などを総合的に勘案して他の施設などとの比較検討も行った結果、
市危機管理センターに本部を置く予定としたところである。なお、センター内での具体
的な配置等については、今後、高松市とも十分協議してまいりたいと考えている。

●会長

説明のあった「企業团组织」について何か意見、質問はあるか。

（なし、との声）

意見等ないので、案の方向で検討を行う。

<議題 2 >

●議長

議題 2 の「平成 29 年度事業計画について」事務局から説明を。

●事務局

- ・ 2 ページの資料 2 「平成 29 年度事業計画について」を御覧いただきたい。記載した事業
については、平成 30 年 4 月の事業団の業務開始に向け、来年度、協議会で準備を進め
ておかなければならないものを、作業班や事務局で検討した上で記載したもの。
- ・ まず、水道事業認可申請書作成事業については、平成 30 年度からの企業団における水道
事業開始の前提となる厚生労働大臣の水道事業認可のため、今年度から債務負担行為と
して締結している水道事業認可申請書作成業務委託について、2 か年目の委託料を支払
うもの。

- ・次に、システム開発業務委託事業は、30年4月の事業開始までに必要となる各種システムを開発するとともに、その基盤となるネットワークを構築するもの。具体的には、財務会計システムやホームページの管理システム、電子メール、掲示板等の組織内部の情報共有システムであるグループウェアのほか、これら個別システムを運用するためのネットワークの構築等を行うもの。
- ・かがわ電子入札システム使用負担金については、企業団として、事務処理の効率化や利便性の確保、入札手続きの透明性確保などを図っていくため、工事執行や物品購入等については、かがわ電子入札システムを活用するものであり、そのためのシステム改修等を行うこととしている。
- ・次に、緊急時通信手段導入業務委託事業は、有事の際にも、本部・事務所、現場等の中で連絡・情報共有が図れるよう、必要最低限の通信手段を確保するもの。
- ・浄水施設業務管理体制の調査・分析業務は、企業団として、将来にわたる運営基盤の維持・強化を図るとともに、限られた職員の中で業務を効率的に行っていくため、事業開始後の早期に、浄水施設の運転管理業務の集約化と官民連携手法の導入を図る必要があると考えており、そのための具体的な調査・分析を行うもの。
- ・最後に、その他の事務費として、協議会の運営や国・各種団体との調整のほか、企業団での業務開始に向けた広報など行っていくこととしている。
- ・次は、3～4ページの29年度協議会事業に係る費用負担の変更案。費用負担の割合については、設立準備協議会規約第14条第2項により、各構成団体が負担することになる経費の額は協議して定めることとなっており、1は現在の負担割合であり、2が平成29年度の負担割合の考え方。
- ・まず、人件費については、今年度と同じ負担割合としたいと考えている。
- ・事業費については、今年度と同様の事業については、県が一般会計において3分の1を負担するほか、残りの3分の2の費用について、それぞれ2分の1ずつを構成団体の均等割、有収水量割とする今年度と同様の考え方で負担をお願いしたい。
具体的には、①の認可申請書作成委託、⑥の浄水施設調査分析、⑦のその他の経費については、この考え方を適用したい。
- ・一方、企業団として利用する企業団の資産となるものについては、幹事会等での御議論を踏まえ、経費の4割を構成団体の均等割、残り6割を構成団体の有収水量割として負担割合を定めることとし、具体的には、②③のシステム開発関係、④の電子入札関係、⑤の緊急時通信手段導入業務については、この負担割合でお願いしたいと考えている。
- ・なお、事業費の具体的な金額等については、システム関係を始め、金額の精査を平行して行っており、今後の課長会等の場で情報共有を図っていきたいと考えているので、平

成 29 年度予算計上について、御理解いただけるようお願いしたい。

(質疑応答)

●議長

何か意見はあるか。

(なし、との声)

●議長

意見もないようなので、議題 2 「平成 29 年度事業計画について」も、案の方向で検討を行い、関係団体と必要な調整をしながら進めていくこととしたいがよろしいか。

(異議なし、の声)

< 議題 3 >

●議長

続いて、議題 3 「施設整備計画について」事務局から説明を。

●事務局

- ・施設整備計画について、5 ページ以降の資料 3 で説明する。
- ・企業団における施設整備事業については、老朽管等の計画的な更新を行っていく更新事業と、水源の一元管理や円滑な水融通を行っていくための広域水道施設整備の大きく 2 つの柱で進めていく。
- ・このうち、更新事業については、昨年の協議会で承認いただいた「経年更新計画策定の基本的な考え方」に基づき、各構成団体において検討いただいた更新事業等の年度別計画を取りまとめたところである。
- ・併せて、広域水道施設整備事業についても、昨年の協議会でその時点の案を示していたところだが、その後の検討を踏まえ、一部で修正したものを本日示している。
- ・まず、5 ページは、広域水道施設整備事業費及び更新事業費等の年度別事業費の概算金額を示したもの。
- ・グラフの上の数値は、広域水道施設整備事業費と更新事業費等の合計値で、単位は億円となっており、企業団での業務開始後、平成 39 年度までの 10 年間で、総額 1,280 億円余の事業を計画している。
- ・内訳として、グラフのグレーの部分、更新事業費等が、10 年間で約 1,046 億円、グラフの赤色部分、広域水道施設整備事業費が 10 年間で約 236 億円である。
- ・なお、この数字については、現在、最終精査中であり、今後、変動する可能性もあることを留意願いたい。

- ・続いて、6 ページ以降が、広域水道施設整備計画概要図である。
昨年 11 月の協議会において、その時点での概要図を示していたが、その後の検討を踏まえた変更点を中心に、説明する。
- ・6 ページは県全域の浄水場統廃合のイメージである。簡易水道の統合の経過や、2 市が協議会へ加わったことなどを踏まえた変更であり、将来に向けた計画として、70 浄水場を 38 浄水場とする方向としている。(※協議会終了後同日、70 浄水場が 71 浄水場であったとして、関係団体及び報道機関に修正の通知を行った。)
なお、概要図の共通事項として、ピンク色で囲っている浄水場は、設備の更新事業を実施するなどにより存続させる浄水場を示している。また、地図の左肩等に赤い文字の表を掲載しているが、これは地図上の丸で表示している事業の内容を一覧で表示したもので、参考にしてもらいたい。
- ・7 ページの西讃地区については、昨年 11 月の協議会資料から変更はない。
- ・8 ページは中讃から綾川にかけての計画概要説明図である。昨年 11 月以降に追加となった善通寺浄水場と鴨川浄水場に加え、飯野水源地を存続する浄水場としてピンク色としている。飯野水源地については、中讃地区の中部浄水場や丸亀浄水場の施設増強と比較して安価であることに加え、水質が良く水量も安定しており、紫外線処理施設も新しいことから継続使用する。
- ・9 ページは中部浄水場周辺の計画概要説明図である。右上の羽床第 3 中継ポンプ場を存続する浄水場としてピンク色としている。これは、今年度、3 か所の水源を 1 か所に集約し、紫外線処理施設を新設しており、水量も安定していることから継続使用することとしたもの。
- ・10 ページは、まんのう町の簡水関係であるが、昨年 11 月から変更はない。
- ・11 ページは、高松市周辺広域の計画概要説明図であるが、先ほどと同じく、鴨川浄水場を存続する浄水場としてピンク色としている。
- ・12 ページは高松市中心部の計画概要説明図である。御殿浄水場⑦の表記を追記しているが、整備計画の内容自体は、昨年 11 月の協議会資料から変更はない。
- ・13 ページは高松市南部の計画概要説明図であるが、三木町の堂ヶ平浄水場へのポンプ設備について、これまでの計画であると管の口径不足により必要水量が不足するため、ポンプ設備を上流側に設置することとしたことに伴い、送水管を延長している。
- ・14 ページは東讃地区の計画概要説明図である。平砕水源地について、当初は門入浄水場へ導水する予定であったが、門入浄水場の敷地が狭いことや、門入浄水場の処理能力をできるだけ抑えた方が安価となることから、浄水施設として継続使用することとした。
- ・最後に 15 ページは、小豆地区の計画概要説明図であるが、豊島の簡易水道が上水道に統

合されることから、3か所の浄水場を2か所（家浦・唐櫃^{からと}）にして存続する浄水場としている。

- ・議題3の施設整備計画についての説明は以上。

●議長

今の事項について、御意見、御質問はあるか。

（意見なし）

意見がないようなので、施設整備計画については、案の方向で検討を行い、関係団体と必要な調整をしながら進めていくのでよいか。

（異議なしとの声あり）

報告事項

●議長

続いて、報告事項について、事務局から説明を。

●事務局

- ・2点報告する。まず、1点目は、資料16ページ以降の例規関係である。
- ・現在、事務局では企業団において必要となる諸規程の作成作業を鋭意進めており、作成を予定している例規の一覧を現時点でのものとして、掲載している。例規の名称、例規の内容のほか、右側の欄には現在の進捗状況を示しているが、これは課長会で資料提供できているものを「○」としている。
- ・例規については、他団体の例規を参考に、本県の企業団に適したものとなるよう修正を加えていくという形で案の作成を進めており、内容については、県の法規担当者とも調整しながら準備をしている。
- ・素案ができたものから順次、課長会等で議論いただき、意見があれば反映していきたいと考えており、最終的には、例規名と概要を一覧表にしたものを協議会に諮りたいと考えている。
- ・続いて、資料21ページの今後のスケジュールについて。
- ・本日企業団の組織体制や施設整備計画について協議いただき、次回の協議会は来年2月頃の開催を予定している。次回の協議会では、企業団規約案や関係規程案、入札・契約制度をはじめとする主要事項の基本方針など、企業団設立までに整理しておく必要がある主だった内容について協議いただく予定にしている。
- ・その後、来年度になるが、まずは、年度当初の段階で幹事会等の場で、基本協定書の内容について御協議いただき、県、各市町の6月議会での御議論を踏まえたうえで7、8

月頃に第7回の協議会を開催し、基本協定書案を協議していただいた後、知事、各市町長とで基本協定書の締結を行う方向を考えている。

- ・ 県、市町の9月議会にて企業団設置に係る議決をいただき、総務大臣への申請、許可後の11月を目途に企業団を設立する予定である。
- ・ 企業団設立後に、知事、市町長で構成する運営協議会を開催して、平成30年度予算や企業団条例などについて議論いただく一方、県、市町の12月議会において、それぞれ企業団議会の議員の選出を行い、平成30年1月か2月には第1回企業団議会を開催し、条例案、予算案などを議決いただき、厚生労働大臣の事業認可を経て平成30年4月からの業務開始に備えたいと考えている。報告は以上。

●議長

それでは、以上の関係例規一覧、今後のスケジュールについての報告について御意見、御質問はないか。

●丸亀市

毎回の要望で申し訳ないが、今後、協議を進めるため、議会・住民の理解を深めるためにも、丁寧な説明が必要である。できる限りスケジュール案に沿って議論を進めたいと思っているが、そのために、それよりも少し早い段階で詳しい中身や資料について提示してもらいたい。それをもってそれぞれの自治体で議論が深められるように配慮を願いたい。

丸亀では来年4月に市長、市議会の選挙が控えており構成も変わる。そのような事情もあるのでより丁寧な議論が必要となってくる。特段の配慮を要望する。

●議長

事業開始に向けて、細かな調整も多くなってくるが、皆様とより緊密に連携を図り、スピード感を持って準備に当たっていくので、よろしく願います。

●小豆島町

要望であるが、水道の広域化については賛成している。厚生労働省では次期通常国会で水道法の改正案について提出することを検討していると聞いている。そして、専門家会議の報告が2～3日前くらいにまとまっている。広域化は賛成なのだが、全ての市長、町長に共通だと思われるが、広域化によって市長、町長の権限と責任が曖昧になるような気がするので、水道法においてその辺りの手当てが必要かどうか厚生労働省とよく協議と相談をして、万全を期すようお願いしたい。

●議長

厚生労働省の専門委員会等の動きについては、冒頭の挨拶の中でも申し上げたところで

あるが、正に我々の取組みは一步先んじた先進的なモデルということで注目されているということもあるので、小豆島町長さんの意見も踏まえ、適宜取り組んでいく。

●議長

ほかに意見、質問等はないか。

(意見なし)

それでは、この報告事項についてはこの方向性で進めてまいりたい。

●議長

本日の議事については以上だが、その他協議会に関して、何か発言等があればお願いしたい。

(意見なし)

意見等がないようなので、これをもって終了したい。

●司会 **閉会**